

一橋日本史 論述予想問題チェック表【近世 三大改革・藩政改革】

【問題】	【POINT】
<p>享保の改革の社会経済的・政治的背景</p>	<p>●幕府財政は本来は約400万石の幕府領からの収入と石見銀山などの鉱山からの収入が大部分を占めていた●元禄期になると明暦の大火の復興費や鉱山収入の減少により初めて財政赤字を経験●商品生産の発展・農業の発展による諸色高米価安●綱吉は儒教的理想主義を掲げて、将軍の権威を高め機構を振肅するに努めたが、かえって幕臣の気風を萎縮させ、側近政治の弊害を招き、また出目を目的とした経済政策により経済を混乱、寺社建造も行ったことで財政悪化を促進●新井白石は前代の弊政除去に努め、機構改革・通貨改良・貿易改正などに着手したが、貨幣改鑄も効果は薄く、極端な文治主義に対する幕臣の反対も多く、白石らが諸幕臣から遊離孤立し政治は停滞</p>
<p>勘定所の職務内容</p>	<p>●幕府財務一般のほか、新田開発、訴訟取り扱いなどを担当</p>
<p>享保の改革における勘定所改革</p>	<p>●責任分担を明確にするために 1721 年以降は財政担当の勝手方と訴訟担当の公事方に分かれ、その後、勘定奉行・勘定吟味役も双方に分かれた●23年には勘定組頭の地域別振り分けが廃止され、代わりに部門別振り分けが導入</p>
<p>享保の改革の時の経済政策</p>	<p>●江戸初期以来の新田開発や農業生産力の上昇にともなう市場への米供給が増大し、米価は低迷傾向にあった。それに加え、都市での消費生活の拡大にともなう諸物価が上昇傾向にあったため、年貢米の換金により財政をまかなう幕府にとって不利な物価動向●諸色高米価安に対処するため、物価引下げ令を出し、また良質な享保金銀への改鑄により貨幣流通量を収縮●商人に株仲間を公認させて営業独占権を保証し、諸物価の引下げをはかった。さらに大坂堂島米市場を公認し、米価統制の核に据えようとした●その後良質貨幣の流通による諸物価の暴落による通用金銀の不足に対処するため、正徳金銀の品位を半分にした元文金銀を鑄造し、物価の安定に効果を上げた。</p>
<p>享保の改革の際の組織改革</p>	<p>●綱吉以来続いた柳沢吉保・間部詮房・新井白石らによる側近政治のため、幕政から排除された譜代大名らは、不満を強めていた●そこで、譜代大名からなる老中・若年寄を重視するとともに、新たに側近である御用取次を設け、老中らと側近を巧みに使った●勘定所機構を大改革●財政を専管する勝手掛老中を再置し、全国の耕地・人口を調査</p>

<p>享保の改革の際の江戸の都市政策と文教政策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●延焼を防ぐための市街地用の広小路や江戸城用に火除明地を設け、町奉行大岡忠相の主導により火事対策として定火消に加えているは組 48 組の町火消の整備 ●評定所門前に目安箱を設けて庶民の意見を聴取し、その意見の中から貧民の無料治療施設として小石川養生所を設けた ●綱吉や白石のように儒教を政治に利用しようとし、湯島聖堂にあった林家の塾の講義を広く庶民にまで聴講することを許可し、さらに儒教の徳目を説いた「六諭衍義大意」を板行し、儒教による民衆教化 ●郷学兼教諭所である深川教諭所を設け、武士・庶民の別なく漢学初歩を教え、日を定めて一般に講釈を聴講
<p>足高の制の内容とその意義</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●幕府官僚制はもともと家格が重視され、役職就任者には役職に相応しい禄高を保障されて退任後もその禄高を維持されていた ●足高の制により役職の基準禄高に不足する分を在職中のみ支給 ●幕府官僚制は能力主義的性格を強め、幕府の財政支出の軽減も
<p>享保の飢饉時の幕府の対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●米の大凶作が起こり、米価が高騰したため、幕府領では 27 万石の困米を放出して米価の引き下げをはかり、被害の大きい大名・旗本へは拝借金
<p>元禄金銀と元文金銀の鑄造の狙いの違い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●改鑄に伴う出目による財政収入の増加を企図した元禄金銀 ●元文金銀は、貨幣流通量を適切に確保して物価の調整を図るために鑄造・発行されたもので、正徳・享保金銀など良質貨幣の流通によって諸物価が暴落し通用金銀が不足したため、改鑄して質を落としその数をふやして、貨幣不足によるデフレを解消して経済活動を回復させ、物価を安定させる効果があった。また、米価の相対的な引き上げも企図
<p>相对済令の内容とその弊害</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●幕府が、他の訴訟や政務に支障をきたさないように、金銭貸借などの訴訟を受理せずに当事者で解決するように命じた ●悪用して借金を踏み倒す旗本らも続出した。
<p>享保の改革の際の幕府の裁判への姿勢に関して、出入筋と吟味筋を比較</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●公事方御定書に基づいた公権的・法規的裁断である公正な裁許を重要視した刑事裁判手続きである吟味筋 ●民事裁判手続きである出入筋においては両当事者の譲歩によって合意を導く内済のほうが奨励
<p>享保の改革の際の年貢に対する政策内容とその背景</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●年貢率を年によって変動させる検見法から、一定期間同じ年貢率を続け、凶作以外には年貢率を変えない定免法(役人によるチェックの手間が省略、豊作時は臨時収入など農民にとって都合がいい場面も)を取り入れる ●加えて、課税基準を無視して現実の収穫量を基準(豊作時その分徴収)にして年貢量を定める有毛検見法も神尾春央により導入(従来の検見法は畝引検見法) ●背景として、肥料や農具の改良や、新田開発による耕地の拡大、農書の普及により生産力が向上する中で、貨幣経済が農村に浸透し、豪農・地主による商品作物の栽培や余剰米の商品化が広がっていた

<p>上げ米の制の内容と背景、意義</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●諸大名の1年間の江戸在府期間を半年に縮減させることを見返りとして、諸大名に対して領知高 1 万石につき100石を献上させることで幕府の税収を増加させることを企図 ●明暦の大火後の復興や綱吉の護国寺・護持院などの寺社造営で支出が増大し、金銀産出量の激減や年貢徴収の限界に加え、諸色高米価安で収入の落ち込みも重なり、財政難が深刻化 ●直轄領への年貢の強制割り当てから、一定の譲歩と引き換えに多方面に財源を求める方向へ
<p>享保の改革内での政策について、上記に挙げたもの以外</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●実学奨励のため漢訳洋書輸入の禁を緩和し、青木昆陽らに蘭学を学ばせた ●税収の増収策として勸農政策を進め、商人資本を利用し、鴻池新田や紫雲寺湯新田などの町人請負新田の開発(1687 年以降禁止されていたが、解除)を奨励 ●甘藷などの商品作物の栽培を奨励して畑地からの年貢増収を図った ●朝鮮人参の日光での栽培に成功し、国産化 ●幕府権威の回復のために日光社参を実施 ●小農経営維持のため質流地禁止令を発してそれを禁じたが、出羽長瀬や越後頸城などで百姓が質流地取戻しを求める質流騒動が起きたため、まもなく質流地禁止令を撤回し、質流れという形での土地移動を黙認
<p>田沼政治の背景ともなる財政難の原因</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●農民の階層分化による本百姓体制の動揺や諸色高米価安
<p>田沼意次による政策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●銅座・人参座などの座を設けたことによる専売制の強化や株仲間の積極的公認で運上・冥加を増長 ●年貢増徴だけに頼らず、商品生産やその流通に新たな財源を見出す ●長崎貿易の拡大を図り、蝦夷地を産地とする、いりこ・ほしあわび・ふかのひれ、など俵物の清国への輸出を俵物会所の請負および集荷によって行い、またそれにより入手した銀も使用し、金の単位の銀の計数貨幣である南鐮二朱銀を鑄造して金による貨幣の一元化と貨幣流通の円滑化 ●印旛沼・手賀沼の干拓も行おうとしたが利根川の大氾濫で挫折 ●工藤平助がロシアとの交易及び蝦夷地開発に関して述べた「赤蝦夷風説考」をきっかけにして最上徳内らを蝦夷地に探検させる
<p>田沼意次の失脚の理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●縁故・賄賂が多い人事は政治不信を招き、意次が佐野政信により刺殺されると、急速に権勢は衰え、全国御用金令の失敗から失脚

<p>田沼意次の政治的社会的弊害</p>	<p>●利権をめぐる役人と商人との癒着が顕著となり、賄賂が社会的風潮とさえる●農政の不在により農村の荒廃が進行し、さらに商品経済に依拠した田沼の政策は、農民層の分解による本百姓体制の崩壊を加速させ、農村では地主化した村役人と貧農との間で村方騒動が起こり、惣百姓一揆が多発●没落貧農は次々に村を離れて都市の下層社会に流入して棟割長屋などに居住するようになり、飢饉や災害時には打ちこわしの主体としての役割も担い、都市の社会秩序も大きく動揺して、かつ年貢収入に依存する武士層も以前にもまして困窮●沼末期に発生した天明の大飢饉は、こうした傾向(社会不安、賄賂の横行、土風の退廃)にいっそうの拍車をかけ、改革前夜には、幕府財政の窮乏は深刻となり、百姓一揆・貧民による都市の(天明の)打ちこわしは前代未聞の高揚●民政の安定に欠け、賄賂横行、政治不信、江戸打ちこわしや一揆の増大を生じさせ、幕府内に強い反省を呼び起こし、寛政の改革の前提を醸成</p>
<p>寛政の改革の江戸(都市)向けの政策</p>	<p>●石川島に人足寄場を設け、軽犯罪者などを収容して職業訓練を施し、彼らに対する授産および治安の安定●江戸の町方に対し、町予算の節約分の7割を積立させる七分金積立の制度を設けた。積立金は幕府に登用された両替商である勘定書御用達が運営する江戸町会所を設けて運用させ、貧窮者への低利融資●飢饉や災害の際の打ちこわしを未然に防ぐために米穀を蓄えさせ、御救小屋の建設●江戸奉公を奨励しながらも、江戸へ流入した農民で故郷へ帰農を願い出た者には旅費や農具代を与えるという旧里帰農令は、打毀の主体となる都市貧民を少なくし、あわせて農村人口を増加させるものの、一方では適正な都市・農村関係の回復を狙ったもの</p>
<p>寛政の改革における農村政策(旧里帰農令以外で)</p>	<p>●幕領の村々に対し郷蔵を設けさせて社倉や義倉にあて、米穀を備蓄させる困米を命じて凶作に備えさせる●人口減少が著しく耕作できない荒地の多い陸奥や北関東などの地域で百姓の他国への奉公や出稼ぎを制限●人口を増やすために間引きの禁止や赤子養育金の制度を設け、越後などから百姓を呼び寄せ●年貢徴収役人である代官の不正を厳しく取り締まり</p>
<p>寛政の改革の経済・金融政策</p>	<p>●物価の引下げや米価の調節に熱心に取り組み、また江戸の豪商を勘定所御用達に登用したり、上方からの下り酒に対抗して、関東上酒の試造を豪農に命じたりして上方経済圏に対し関東経済圏の相対的地位の引上げに努める●農業用水の整備などのために、貸金会所によって公金の低利貸付を盛んに行い、民間金融市場の利子率の引下げを促す●旗本・御家人の困窮財政を救うために棄捐令を発して、札差には新たに猿屋町会所からの公金貸付で優待するなどの救済融資をする代わりに6年以前の貸金を放棄させ、以後のものは低利年賦返済とした●武芸を奨励し、専売所の解散など田沼の政策を廃止し、幕臣と商人との癒着を絶とうとした</p>

<p>寛政の改革の文教政策</p>	<p>●当時、徂徠学派、仁齋学派、折衷学派の流行に対して幕府の林家塾は不振の状態であり、朱子学擁護論が開始されたため、寛政異学の禁を発して湯島聖堂の学問所での朱子学以外の儒学の講義を禁止し、官吏登用は朱子学を学んだ者のみとして朱子学の振興を図るとともに幕府に忠実な封建官僚育成を企図●昌平坂学問所が幕府直轄の学問所となって上級者向けの学問吟味や初級者向けの素読吟味などの学術試験も行われて全国の武士教育の中心機関の位置に●出版統制令により、風俗を乱すとして、山東京伝・恋川春町・蔦屋重三郎らを弾圧し、また「海国兵」を著した林子平も処罰●教諭所を設けたり、寛政の三博士(柴野栗山・尾藤二洲・岡田寒泉→古賀精里)らに全国の善行者の表彰事例を編集し、生き方の模範を示すものである「考義録」を編纂させるなど、民衆教化策</p>
<p>寛政の改革の対外政策</p>	<p>●ロシア使節ラクスマンの通商要求に、内心は通商許可を覚悟しつつ鎖国は祖法であると表明●信牌●江戸湾防備計画を自ら視察して立案●クナシリ・メナシの戦による蝦夷地対策の必要性の痛感から北方防備のため、松前藩を支える権力装置として北国郡代の新設など国防体制を模索●朝鮮蔑視観から通信使の延期・対馬聘礼も決定</p>
<p>寛政の改革の途中で定信が失脚した理由</p>	<p>●光格天皇が生父閑院宮典仁親王に太上天皇の称号を贈ろうとし、定信がこれに反対した尊号一件●将軍家斉が実父一橋治済を江戸城西の丸に迎えて大御所と崇めようとしたのを定信がいさめた大御所問題などにより、家斉・治済らと定信との対立が深刻化●あまりに厳しい緊縮政治に士庶の不满が集中</p>
<p>幕府による「公儀」の役割とは</p>	<p>●国内の大規模な反乱や一揆、または全国的な大飢饉や外国からの侵略など、個別の大名では対処出来ない諸問題の解決に諸大名を動員してあたり、さらに大名らが領内の自然災害や凶作、および大火などにより窮地に陥った時に資金を貸し与えて藩が立ち直れるように援助するという役割</p>
<p>上記に関して田沼期と寛政の改革期について比較</p>	<p>●田沼期には国役普請や御手伝普請による藩への負担転嫁、拝借金制限、蔵米切手の規制による大名金融の統制、松前藩から蝦夷地の支配権を取りあげ、松前藩の利害に反してでも直轄して新田開発をしようと計画。つまり、幕府本位の政策が特徴的であり、藩は窮乏し、公儀性は希薄化し、それが中期藩政改革をもたらした。●一方で、寛政の改革期には御手伝普請などの負担の転嫁を抑制して大名との協調を図り、松前藩に蝦夷地支配を任せ、開発策も取らないなど公儀性を回復させようとした。</p>
<p>天保の改革の背景</p>	<p>●「内憂外患」の深刻化と幕藩制国家と社会の本格的な体制危機●内憂…1818年以降の積極財政への転換、品位の劣る文政金銀への貨幣改鑄による出目に依存する政策●劣悪な貨幣の大量発行によるインフレ●貨幣価値を下落させてあらゆる物価の大幅な上昇●インフレにより都市を中心にして奢侈な消費生活、農村への波及●全国的な商品生産・流通を活発化させ、幕藩制国家と社会の基礎である農村構造の変質、幕藩制的な市場・流通機構の解体を促進、幕藩制国家の崩壊促進●加茂一揆、大塩平八郎の乱、生田万の乱など一揆・打ちこ</p>

	<p>わしの激化●物価の高騰で諸藩財政の悪化、それに対する諸藩の殖産興業・藩専売制の拡大で従来の流通のあり方を攪乱し、縁組先大名への露骨な優遇策など、不公平な幕政に対する不満とも相まって藩の自立化を促して幕府と藩との亀裂拡大●外患…19世紀初めの文化年間のロシアとの蝦夷地での紛争、フェートン号事件、相次ぐ外国商船の渡来、イギリスやアメリカの捕鯨船の接岸など、頻繁な対外的事件の発生など欧米資本主義列強の進出●モリソン号事件</p> <p>●貧弱な海防体制</p>
天保の改革の経済政策	<p>●儉約令を発して商品・貨幣経済を抑制し、旗本や御家人の生計状況改善のために札差からの借金を無利息・年賦払いで返済●物価騰貴が株仲間の流通独占によるものと誤って判断して株仲間の解散を命じ、物価の引下げをはかったものの失敗した。(実際には文政以来続けられた品位の劣る貨幣の大量改鑄や、生産地から大坂に商品が届く前に下関や瀬戸内海沿岸のほかの場所で売買されたり、廻船業者が地方の商人と結んで江戸の仲間外人や江戸以外へ直接に運んだりしたことを原因とする、従来の大阪市場への集荷と株仲間の輸送による商品流通の基本構造の動揺が原因)</p>
旧里帰農令と人返しの法の違い	<p>●前者は都市流入者に資金を与えて農村に帰ることを奨励したもの●後者は江戸で人別改を実施(長年江戸に住み、一家を構えている者以外に帰郷を命じる)したうえで貧民の帰郷を強制し、合わせて無宿人や牢人も江戸から追放処分としたもの</p> <p>※※天保の改革では出稼ぎが領主の許可制になる。</p>
天保の改革時の印旛沼の開拓の目的	<p>●モリソン号事件など列強の接近が相次ぐ中で、江戸の防衛体制整備が不可欠●外国船が、江戸湾に入る廻船を妨害し、物資が江戸に入らなくなる事態に備え、利根川・印旛沼などを經由して江戸とつなぐ輸送路の確保</p>
天保の改革の御料所改革	<p>●年貢増徴を目的とする改革で、代官らに対して土地・収穫高の再調査を命じたが、水野の失脚により中止</p>
上知令を出した、財政的・対外的な事情とその帰結	<p>●比較的豊かで年貢収入の多い江戸・大坂周辺を取り上げ、年貢収入の劣る代地を与えることによって財政収入を増やし、また幕府にとって政治的・軍事的に重要な江戸・大坂周辺を直轄することによってこの地域の支配を強化し、外国船の接近に伴う混乱を抑え、さらに海岸防備のための人足として百姓身分を円滑に動員することで対外的危機への対処も図ろうとした●江戸・大坂周辺の大名や旗本の支配地合わせて約50万石を直轄地に●諸大名や旗本が強く反発したため実施できなかった</p>
三方領知替えの内容とその帰結	<p>●川越藩松平家が、相模の海防などに起因する財政窮乏を打開するため、大御所徳川家齊の子を養子にもらったという有利な条件を利用して豊かな地への転封を画策●しかし、庄内藩領民は松平家の入封を嫌い、酒井家とどまることを求めて老中に直接訴えたり、仙台藩やその他の藩に嘆願するなど激しい転封阻止運動を展開●將軍家慶が水野忠邦の強い反対を押し切って中止●將軍の権力と権威の低下を象徴</p> <p>※武蔵国川越藩松平家→羽羽国庄内藩酒井家→越後国長岡藩牧野家→武蔵国川越藩松平家</p>
天保の飢饉への対処	<p>●七分積金により町会所が備蓄した困米の放出により、かろうじて騒動の発生を防ぐことが出来た</p>
天保の改革の上記以外	<p>●風俗取締令(奢侈禁止令など)●江戸三座の場末の浅草への移転・寄席の取りつぶしなどの娯楽の規制、役者が市中を歩くときは編笠をかぶらせた●出版統制令によりすべての出版物を幕府が検閲</p>

	<p>し、幕府に不都合な書物を取り締まる●錦絵を禁止し、風俗に悪影響を与えるとして人情本作者の 為永春水や合巻作者の柳亭種彦の処罰などの出版規制●將軍權威の再強化策としての日光社参 ●高島秋帆に西洋砲術の演習を行わせて軍事力の増強を図り、寛政の改革で処罰された林子平を 赦免して対外的危機への対応策を進めた</p>
天保の改革の挫折	<p>●江戸城普請上納金の疑惑、藩専売禁止令、上知令などで御三家や諸藩と対立し、また厳しい風俗 取り締まりのため人心が離れた</p>